

令和2年6月改

認可外保育施設等の請求の手続きについて

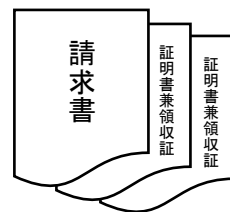
請求の手続き

認定を受けた保護者が、認可外保育施設等の利用料をいったん施設にお支払いし、保護者から奈良市に請求する必要があります。

提出書類

①「請求書」と②「証明書兼領収証」をご利用の子ども・月ごとに提出します。

提出書類	記入	書類の内容・チェック
①請求書	保護者本人	請求書の書き方は「請求書記入例」および「給付額の計算方法」を参照してください。
②証明書兼領収証	利用した施設	利用した回数分の証明書兼領収証があることを確認してください。



提出先

「請求書」・「証明書兼領収証」は、奈良市（保育所・幼稚園課）まで郵送か、窓口へ提出してください。

【提出先】〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
「奈良市役所保育所・幼稚園課行（無償化請求書在中）」とご記入ください。

スケジュール

利用月	申請期間※	振込予定
4～6月	7月下旬	9月下旬
7～9月	10月下旬	12月下旬
10～12月	1月下旬	3月下旬
1～3月	4月下旬	6月下旬

- ※ 申請期間の詳細はホームページに掲載します。
- ※ 利用月の申請期間が過ぎた場合、次の申請期間に提出してください（給付の請求権は2年間です）。

問い合わせ

認可外保育施設等の請求については、下記までお問い合わせください。

奈良市役所保育所・幼稚園課

電話：0742-34-5086（「無償化の給付について」とお声かけください）

Email：hoikusho-youchien@city.nara.lg.jp

奈良市子育て@なら「幼児教育・
保育の無償化について」



給付額の計算方法

給付額の計算

給付額は、認可外保育施設に支払った金額(a)と一時預かり事業・病児保育・ファミリーサポートセンター事業に支払った対象額(b)を合計した額(c)と、給付限度額(d)を比較して低い方の金額です。

認可外保育施設に支払った金額(a)	認可外保育施設が発行する「証明証兼領収証」の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」の額です。
一時預かり事業等に支払った金額(b)	一時預かり事業等が発行する「領収証兼証明書」の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」の額です。
給付限度額(d)	月額 37,000 円 (0~2 歳児の住民税非課税世帯等は 42,000 円)

【計算例】

(ケース1) ※記入例では令和元年10月

認定を受けた保護者(3~5歳児)が、認可外保育施設①を利用して20,000円、認可外保育施設②を利用して10,000円、病児保育を利用して5,500円を支払った場合

$20,000 \text{円} + 10,000 \text{円} + 5,500 \text{円} = 35,500 \text{円}$ と(d)37,000円を比較

→低い方の35,500円が給付額です。

(ケース2) ※記入例では令和元年11月

認定を受けた保護者(3~5歳児)が、認可外保育施設①の通常保育を利用して25,000円、認可外保育施設①の延長保育を利用して5,000円、一時預かりを利用して12,000円を支払った場合

$25,000 \text{円} + 5,000 \text{円} + 12,000 \text{円} = 42,000 \text{円}$ と(d)37,000円を比較

→低い方の37,000円が給付額です。

【請求書の記入例】

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b)	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d) ※4	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和元年 10 月	30,000 円	5,500 円	35,500 円	37,000 円	35,500 円
令和元年 11 月	30,000 円	12,000 円	42,000 円	37,000 円	37,000 円

例外的な対応

(市町村間を転出・転入する場合)

(月の途中で認定期間が開始・終了する場合)

該当しない方は、参照は不要です。
計算方法が不明な場合は、お問い合わせください。

月途中の転入・転出や認定期間の開始・終了がある場合は、下記のとおり例外的な対応が必要です。

施設に支払った金額(a)(b)	日額の場合：奈良市に在住中に支払った金額を記入します。 月額の場合：奈良市の在住日数÷その月の日数で日割り計算します。
給付限度額(d)	奈良市の在住日数÷その月の日数で日割り計算します。

【計算例】

(ケース3)

奈良市から〇〇市へ転出。月額で30,000円を認可外保育施設に一括で支払い。

12月10日までは奈良市に在住(認定あり)し、認可外保育施設を利用。

12月11日以降は〇〇市に在住(認定あり)し、認可外保育施設を利用。

請求先	施設に支払った金額(a)	給付限度額(d)	請求額
奈良市	9,670 円	11,930 円	9,670 円
〇〇市(参考)	20,320 円	25,060 円	20,320 円

※施設に支払った金額の日割り計算： $30,000 \text{円} \times 10 \text{日} \div 31 \text{日} = 9,670 \text{円}$ (10円未満切捨)

給付限度額の日割り計算： $37,000 \text{円} \times 10 \text{日} \div 31 \text{日} = 11,930 \text{円}$ (10円未満切捨)